

一般社団法人 Engineering Bridge は、2023年10月から開始されるインボイス制度への対応として、適格請求書発行事業者の登録申請をしました。会員の皆様の対応状況はいかがでしょうか？

いろいろな説明資料が出回っていますが簡単に解説いたします。

【インボイス制度】

注意事項①：登録申請手続きの期限は2023年3月31日まで



注意事項②：必要項目が記載された適格請求書（インボイス）がなければ、仕入税額控除の適用を受けられない。

注意事項③：自社だけでなく、顧客、仕入れ先も対応していなければ仕入れ額控除の適応を受けられない。

適格請求書（インボイス）とは

一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類。税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」のみが発行可能で、**仕入税額控除を受けるために必須**となる。



➔

〈仕入税額控除とは〉

仕入れにかかった消費税を差し引いて消費税の納税額を計算すること

顧客	料金：2000円 消費税：200円	販売企業	料金：1000円 消費税：100円	仕入れ先
----	----------------------	------	----------------------	------

200円 (預かった消費税) - 100円 (支払った消費税) = 100円 (販売企業の納税額)

各取引で、2重・3重に税金がかからないような仕組み

顧客も
仕入れ先も
対応が
必要

注意事項④：登録申請書の処理期間は書面で約2か月かかる。e-taxの場合は約3週間。

令和5年1月12日
国 税 庁

**適格請求書発行事業者の登録件数及び
登録申請書の処理期間について**

1 登録件数
適格請求書発行事業者として登録されている件数は、以下のとおりです。

登録件数 (令和4年12月末現在)	1,989,645 件
----------------------	-------------

2 登録申請書の処理期間について
現在、登録申請書を提出されてから登録通知までの期間は、以下のとおりです。

e-Tax提出の場合	約3週間
書面提出の場合	約2か月

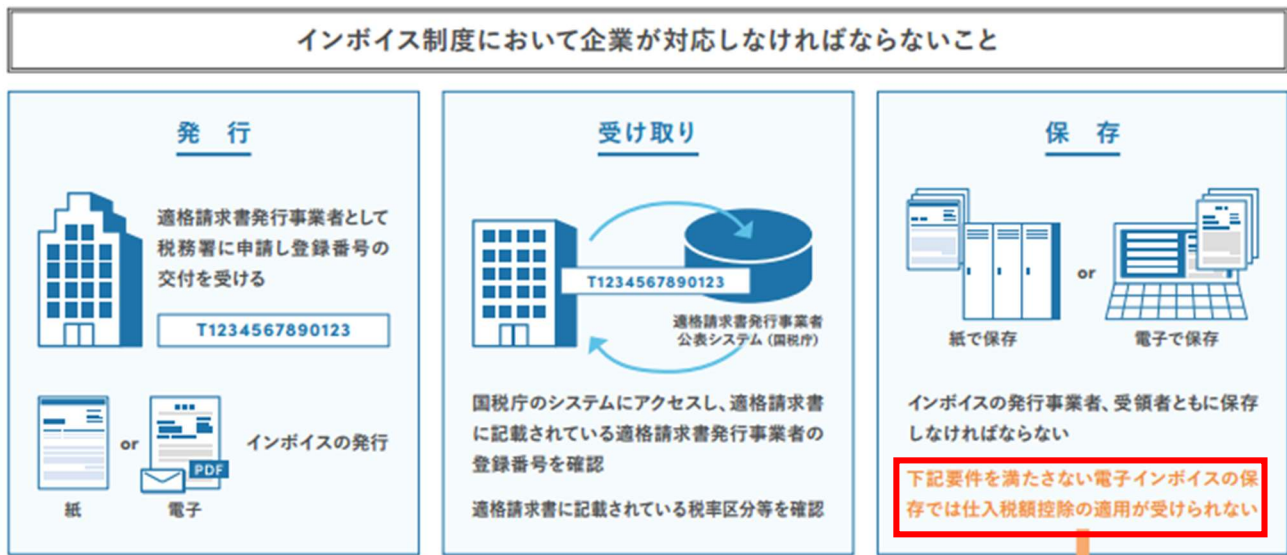
ご提出いただいた登録申請書に記載誤り等がある場合は、内容の確認などが必要となるため、上記の期間よりお時間をいただく場合があります。
これから登録申請書を提出される方は、国税庁ホームページに掲載している

[「適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項」](#)


をご確認いただきますようお願いいたします。

国税庁のHPから「適格請求書発行事業者の登録申請マニュアル」を参照してください。
e-tax を既に使用している場合は手順⑧以降を実施すれば電子申請ができます。

注意事項⑤： 適格請求書の必要項目が記載されていないと仕入税額控除が適用されない。



- #### [適格請求書の記載項目]

 - ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容
(取引が軽減税率の対象品目である場合には、その旨を記載)
 - ④ 税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
 - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

電子インボイスの保存要件

電子インボイスを保存する際には、電子帳簿保存法施行規則
第4条第1項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の
保存)に掲げるいずれかを行って、電子取引情報の保存要件
に準ずる要件に従って保存しなければならない(消規15の5)。

※ P.2に記載の要件および方法と同様

注意事項⑥： 電子インボイスの保存要件を満たしていないと仕入税額控除が適用されない。

[請求書を電子保存するための2つの要件とその方法]



→注意事項⑤、⑥に対応するためにはインボイス制度に対応したシステムを導入することが良いと思います。